

## 大日本印刷株式会社神谷工場建設事業 評価書の概要

### 1 事業者の名称及び所在地

名 称 大日本印刷株式会社  
代表者 代表取締役社長 北島 義俊  
所在地 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

### 2 対象事業の名称及び種類

名 称 大日本印刷株式会社神谷工場建設事業  
種 類 工場の設置

### 3 対象事業の内容の概略

本事業は、計画敷地約26,500㎡内に印刷工場、自動倉庫<sup>注1</sup>、工場から排出する紙くず等を処理するリサイクル施設<sup>注2</sup>等を計画し、及び建設するものである。対象事業の内容の概略は、表1に示すとおりである。

表1 対象事業の内容の概略

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 計画地    | 東京都北区神谷三丁目7番1号ほか                     |
| 計画敷地面積 | 約26,500㎡                             |
| 建築面積   | 約14,700㎡                             |
| 延床面積   | 約33,100㎡                             |
| 建物高さ   | 工場棟（鉄骨造地上2階建て）：約15.5m<br>自動倉庫：約30.5m |
| 主要用途   | 印刷工場                                 |
| 工事予定期間 | 平成16年12月～平成17年12月                    |
| 供用予定年月 | 平成18年1月                              |

注1) ロール状の印刷用紙(巻取紙)を保管するための自動ラック倉庫

2) 生産工程から排出された紙くず等を裁断、圧縮する施設

#### 4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容、計画地とその周辺地域の状況、調査計画書審査意見書に記載された知事の意見等を考慮した上で予測・評価項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表2に示すとおりである。

表2 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目     | 評価の結論   |
|--------|---|
| 1 大気汚染 | (1) 工事の施行中<br>工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の日平均値(年間98%値)は0.0709ppmであり、環境基準(0.06ppm)を上回るが、工事用車両の走行に伴う付加率は0.1%未満である。また、浮遊粒子状物質の日平均値(2%除外値)は0.1162mg/m <sup>3</sup> であり、環境基準(0.10mg/m <sup>3</sup> )を上回るが、工事用車両の走行に伴う付加率は0.1%未満である。   |
|        | (2) 工事の完了後<br>関連車両の走行に伴う二酸化窒素の日平均値(年間98%値)は0.0713ppmであり、環境基準(0.06ppm)を上回るが、関連車両の走行に伴う付加率は0.2%である。また、浮遊粒子状物質の日平均値(2%除外値)は0.1220mg/m <sup>3</sup> であり、環境基準(0.10mg/m <sup>3</sup> )を上回るが、関連車両の走行に伴う付加率は0.2%である。<br>工場の稼働に伴う二酸化窒素の日平均値(年間98%値)は0.0591ppmであり、環境基準(0.06ppm)を下回る。また、工場の稼働に伴う付加率は0.1%である。 |
| 2 悪臭   | (1) 工事の完了後<br>印刷工程から発生する悪臭の敷地境界における臭気指数は10未満であると予測され、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく敷地境界における悪臭の許容限度(臭気指数 13)を下回る。  |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>3 騒音・振動</p> | <p>(1) 工事の施行中</p> <p>工事用車両の走行に伴う昼間の道路交通の騒音レベル(LAeq)は75dBであり、騒音に係る環境基準(昼間70dB)を上回るが、工事用車両の走行に伴い増加した騒音レベルは1dB未満である。</p> <p>また、工事用車両の走行に伴う昼間の道路交通の振動レベル(L10)は52dBであり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(昼間60dB)を下回る。</p> <hr/> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(LAeq)は、昼間が75dB、夜間が72dBであり、騒音に係る環境基準(昼間70dB、夜間65dB)を上回るが、関連車両の走行に伴い増加した騒音レベルは1dB未満である。</p> <p>また、関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L10)は、昼間が52dB、夜間が49dBであり、環境確保条例に基づく日常生活等に適用する規制基準(昼間60dB、夜間55dB)を下回る。</p> <p>工場の稼働に伴う工場の騒音レベル(L5)は、敷地境界において最大52dBであり、環境確保条例に基づく工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準(第四種区域：朝60dB、昼間70dB、夕60dB、夜間55dB)を下回る。</p> |
| <p>4 電波障害</p>  | <p>(1) 工事の完了後</p> <p>計画建物により、計画地北側の一部の地域において、テレビ電波(東京局(VHF・UHF))の遮へい障害が、また、計画地南東側の一部の地域において反射障害が生じると考えられるが、適切な措置を講じることにより、テレビ電波(東京局(VHF・UHF))障害の影響は解消されるものとする。</p>  |
| <p>5 景観</p>    | <p>(1) 工事の完了後</p> <p>本事業の実施により、更地に低層の工場を立地するが、更地になる前も工場であり、用途地域も工業地域であることから、地域景観の特性に変化はない。</p> <p>また、計画建物の形状等について周辺建物等との調和や緑化を行うことから、計画地周辺からの眺望に大きな変化はない。</p>   |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>6 廃棄物</p>         | <p>(1) 工事の施行中</p> <p>建設発生土は、極力計画地内での再利用を図り、場外に搬出するものについては、関連法令に基づき適正に処理・処分を行い、適正に処理が行われていることを確認する。また、可能な限りスーパー堤防整備事業に建設発生土を用いるなど極力再利用を図ることにより、発生量の低減を行うこととする。</p> <p>建設廃棄物については分別を徹底し、東京都建設リサイクル推進計画(平成15年5月)に示される計画の目標値の達成に向けて、極力再資源化、減量化を図る。また、再生・再利用できない廃棄物については、関連法令に基づき適正に処理・処分を行い、適正に処理が行われていることをマニフェスト等により確認する。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>計画地内から排出される廃棄物に対し、収集、分別、保管及び減量化を行うための適切な容量を備えた施設等(リサイクル施設(300㎡)、産業廃棄物貯留スペース(20㎡)、コンポスト機)を設置するとともに、計画地において発生した廃棄物の運搬・処分及び最終形態に至るまでの処理フローを確立し、適正な処理を行う。</p> <p>また、産業廃棄物の貯留スペース(20㎡)における廃棄物処理の状況を定期的に確認するとともに、分別の徹底及び再利用を促進し、排出量の抑制に努める。</p> |
| <p>7 温室効果<br/>ガス</p> | <p>(1) 工事の完了後</p> <p>本事業では温室効果ガス削減の措置を可能な限り取り入れる計画であり、工場の稼働に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の年間排出量は約21,111tと予測する。二酸化炭素の削減の程度は、既存工場型の排出抑制措置を実施した場合に比べ約2.9%であり、さらにその他の措置を実施することにより一層の削減が見込まれる。したがって、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に示される事業者の責務、環境確保条例に示される地球温暖化の対策の推進を実施していくことから、評価の指標に適合すると考える。</p>  |